

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
◎自立支援・家計相談		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇偶数月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

障害者虐待防止相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ 竹原市障害者虐待防止センター

☎ 24-6007

人権相談

差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する相談を受け付けます。

日時 10月17日(水) 9時～12時

場所 人権センター

問い合わせ 東広島竹原人権擁護委員協議会

☎ 082-423-7752

高齢者総合相談・介護家族相談

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金 (土・日は要相談)	8:30～17:00 (ふくしの駅)
介護家族 相談会	偶数月の 第2金曜日	13:30～15:00 (多機能型事業所あさひ サロンスペース)

問い合わせ

地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま (中央2-4-3)

9時～18時

※10/7(日)は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原

☎ 22-9102

出張年金相談

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 人権センター1階会議室

※相談は予約制です。

※前々日の12時までに要申し込み。

申し込み・問い合わせ

呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

県民相談

行政関係相談、交通事故に関する相談、相続や離婚など家族に関する相談、近隣トラブル相談などを受け付けます。

日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時～17時

場所 県庁農林庁舎1階(広島市中区基町10-52)

問い合わせ

広島県生活センター ☎ 082-223-8811

実在する宅配業者を装ったメールにご注意！

〈相談内容〉

大手宅配業者から「荷物を届けたが不在のため持ち帰った」というショートメッセージがスマートフォンにあった。

メッセージにはURLが表示されていて、ここからアクセスするよう書かれているが、これまでは郵便受けに不在配達票が入っていたはずだ。

電話で確かめるべきか。

【不審なショートメッセージを開きURLへアクセスしたり電話をしないようにしましょう】

全国的に大手事業者を装った「なりすましメール」のトラブルが多発しています。

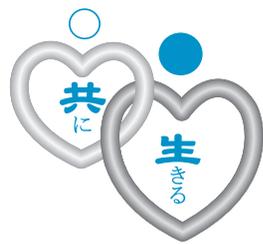
特に相談内容のような事例では、URLから本物そっくりの偽サイトへ誘導され、不正アプリを自ら取り込んでしまいます。

これによりスマートフォンの情報を不正取得され遠隔操作ができる状態になってしまいます。

【不正アプリを取り込んでしまったら】

流出した個人情報は元に戻せませんが、これ以上の被害を防ぐためにも不正アプリの削除を行いましょう。更にスマートフォンを初期化し、利用しているSNSのパスワードなども変更しておくことで安心です。操作方法などが分からない場合は購入したショップへ相談しましょう。

現在、大手宅配事業者ではショートメッセージによる不在通知の案内は行っていません。真偽が不明の場合は本物の宅配事業者へ連絡し確認するようにしましょう。おかしいな、困ったSと思ったら、消費生活相談室(☎ 22-6965)にご相談ください。



多様性を認め合う 社会をめざして

オリンピック・パラリンピックと人権
2020年、オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されます。世界各国からアスリートや観戦者が訪れるこの大会の成功を誰もが願っています。

国際オリンピック委員会が定める「オリンピック憲章」では、オリンピックは人権に配慮されたスポーツ大会であることが明確にうたわれています。また、国際パラリンピック委員会（IPC）も、「IPCハンドブック」で人権尊重の理念を強く表明しています。

東京2020大会の基本コンセプト

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、東京2020大会の基本コンセプトを「全員が自己ベスト」「多様性と調和」「未来への継承」としています。

このうち、「多様性と調和」の項目では、「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治、障がいの有無など、あらゆる面の違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩（する）」、「東京2020大会を、世界中の人々が多様性と調

和の重要性を改めて認識し、共生社会をはぐくむ契機となるような大会とする。」と記載されています。

また、大会のエンブレムは、多様性を表す形の異なる3種類の四角形を組み合わせ、国や文化・思想などの違いを示し、違いはあってもそれらを越えてつながり合うデザインに「多様性と調和」のメッセージを込めています。

人権に関する3つの法律

東京2020大会の開催を前にして、平成28年度に、人権に関する3つの法律が施行されました。

それぞれの法律とその目的は次のとおりです。
「障害者差別解消法」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。
「ヘイトスピーチ解消法」

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」で、日本に住む日本以外の出身者に対する不当で差別的な言動のない社会の実現をめざします。

「部落差別解消推進法」

「部落差別の解消の推進に関する法律」で、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「部落差別は許されないもの」との認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざします。

これらの法律は、一人ひとりが人権意識を高

め、日常生活の中でお互いの人権を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指して施行されました。

多様性の尊重

多様性を尊重し、認め合うことで様々な違いを寛容に受け入れ、あらゆる差別を許さないという人権意識を広く浸透させていくことが必要です。

市では、一人ひとりの人権が大切にされ、誰もが個性と能力を発揮できる明るく住みよいまちづくりを推進していきます。

問い合わせ

人権推進室

☎ 22-17736



行政相談週間

10月15日（月）～21日（日）

国の行政に関する苦情や意見・要望を解決するとともに、行政運営の改善につなげていきます。お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守ります。

行政相談委員

黒崎 耕二

（忠海中町 ☎ 26-0607）



行政相談委員による行政相談所の開設

日時 10月25日（木） 10時～16時

場所 市民館2階 第3会議室

問い合わせ

中国四国管区行政評価局

☎ 082-228-6173

